

総行公第4号
令和2年1月10日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第89号）が令和元年12月27日に公布されましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、下記の主な改正内容等を踏まえ、適切な措置を講じるとともに、貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 地方公務員に係る主な改正内容

- （1） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第11項（子の看護休暇に関する規定）において読み替えて準用する同条第9項の厚生労働省令で定める1日未満の単位は、時間（1日の所定労働時間数に満たないものとする。）とすることとされたこと。（第91条関係）

- (2) 同条第 16 項（短期介護休暇に関する規定）において読み替えて準用する同条第 14 項の厚生労働省令で定める 1 日未満の単位は、時間（1 日の所定労働時間数に満たないものとする。）とすることとされたこと。（第 95 条関係）
- (3) 施行日は、令和 3 年 1 月 1 日であること。

2 その他

子の看護休暇及び短期介護休暇について、時間単位による取得を可能としていない団体においては、今般の改正を受けて、取得単位について所要の措置を講じる必要があり、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）及び人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の規定等も踏まえ、適切に対応すること。

なお、既に人事院規則等と同様に、時間単位による取得を可能としている団体においては、特段の措置を講じる必要はないこと。

連絡先：公務員課公務員第四係 電 話：03-5253-5544（直通）
--